

環境保全活動の活性化方策について (中間答申) のポイント

これまでの規制行政ではなく、環境の恵みを高める行動のためのルールを作るといふ新しい発想。国民各界各層やNPOに対し、社会的な役割を進んで担うよう訴えるもの。

自発性を損ねないという基本的な考え方を徹底した上で、環境保全活動の支援のため、なお可能な新しい仕掛けや仕組みを提案。

具体的には、

責務 役割

国民総てが環境によいことを行う責務を有することを明確化。
NPOは、行政では担えない特別な役割を果たすものと位置付け。

基本方針

国、地方公共団体は、国民各界各層の意見を聴きつつ、環境保全活動の推進施策に関する基本方針を策定し、広く公表。

評議会

各主体が対等な立場で参画する評議会を設置 (全国及び地方)。
パートナーシップによる活動の原則等についての「社会的な合意文書」を作成し、普及。
活動推進のための施策の改善に向けた提言等を継続的に実施。

人材

各種人材制度の把握と整理分類。制度の向上の支援。
調整能力を有する人材 (コーディネーター) の国による先導的な活用。
インターンシップ等の活用による人材交流。

拠点

地域での活動の助言、パートナーシップ構築支援 (いわゆる「中間支援」) 等の核となる拠点を、既存施設を活用して地方公共団体に設置。
個々の環境保全活動の計画や成果を広く公表。

資金確保

地球環境基金事業の運営を第三者機関設置等により透明化。重点分野の助成を拡充。
NPOに対する税制上の優遇措置を拡充。

協定に基づく 連合体

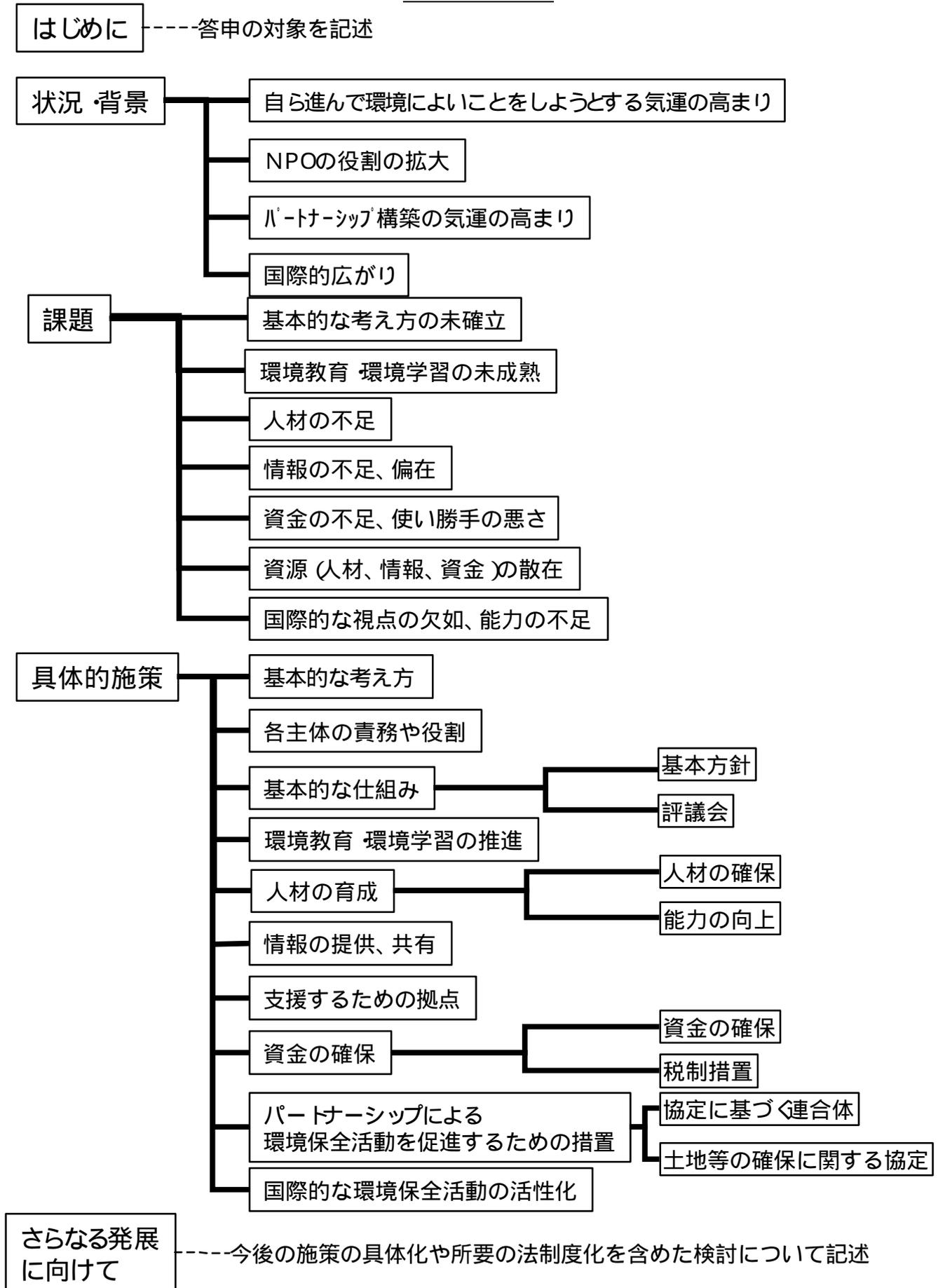
関係主体による協力のルールを定めるパートナーシップ協定を公的に位置づけ。
事務局の人件費などを立ち上げ期に限って支援。
協定に基づく活動を、既存の環境法令の適用改善等により側面支援。

土地等の確保 に関する協定

所有者等との協定により、NPOが管理等する土地等の長期にわたる保全に役立つ仕組みの整備。
協定に基づく活動を、既存の環境法令の適用改善等により側面支援。

(注) ここで、「NPO」については、法人格の有無に関わらず、公益的な活動を行う団体を広く指している。

答申の構成



環境保全活動を進めるための課題

	各主体の自発的な活動	NPO活動	パートナーシップの構築
基本的な考え方の未確立	<ul style="list-style-type: none"> ・責務の認識が不明確 ・行政の有する情報活用が不十分 ・行政への参加が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の公益に資するものとの認識が不足 ・透明性を高める資源、能力等が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップによるべき分野が未確定 ・情報の偏在による相互の信頼が不足 ・NPOに対する理解が不足
環境教育・環境学習の未成熟	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる年齢層の環境意識を高めるための施策が不十分 ・環境教育を担う人的・物的な資源が質・量両面で不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動領域の拡大が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政間の連携が不十分 ・各主体の連携が不十分 ・特に学校との連携が不十分
人材の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・人材制度が未整理 ・人材に対する行政側の理解が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の継続、拡大のための基盤が脆弱 ・組織運営を担う人材が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体や活動の連携を図る人材が不足
情報の不足、偏在	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする情報の適時入手が困難 ・行政の持つ情報開示が不徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的データが入手困難 ・支援のための情報の普及が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解不足により協働が形骸化 ・緊密な連絡・調整が不十分
資金の不足、使い勝手の悪さ	<ul style="list-style-type: none"> ・支援資金の使い勝手の悪さ ・地球環境基金事業が不効率、不透明 ・寄附税制上の優遇措置が不十分 		<ul style="list-style-type: none"> ・調整機能及びそれを担う人材の重要性に対する理解が不足
資源（人材、情報、資金）の散在	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の交流・集積の場が不足 		
国際的な視点の欠如や国際的な活動を展開する能力の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの行動が与える環境負荷の地球環境とのつながりの理解が欠如 ・事業活動の与える環境影響への理解が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動範囲の一層の拡大 ・国際的なネットワークへの参画が不十分 ・国際的活動を支える人材が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な情報の受発信が不十分

注1)上表の「各主体」については、国民、NPO・生協・労働組合等を含む民間団体、事業者、地方公共団体、国といった社会経済主体を含んでいる。

注2)上表の「NPO」については、法人格の有無に関わらず、公益的な活動を行う団体を広く指している。

施策のあらまし



環境保全活動の活性化方策についての中間答申作成までの過程 (国民各層からの意見聴取について)

民間環境活動保全活動の活性化に関する研究会設置

平成14年2月

環境保全活動に関するヒアリング及び事例調査

諮問

平成14年4月

中央環境審議会総合政策部会
環境保全活動活性化専門委員会設置

平成14年4月

「環境保全活動の活性化方策」に関する意見募募集(4月23日～5月22日)

・提出意見数 18通、74項目

環境保全活動の活性化方策に関するヒアリング(5月20日 大阪、約60名参加)
(5月24日 名古屋、約30名参加)
(5月28日 福岡、約70名参加)
(5月29日 仙台、約120名参加)

中間的取りまとめ

平成14年7月

環境保全活動に関する概況調査(アンケート)

都道府県環境担当部局長との意見交換会(9月9日)

都道府県・政令指定都市に対する説明会(9月24日)

NGOダイアログ(第1回 10月3日 東京、37名参加)

(第2回 10月18日 東京、26名参加)

(第3回 10月29日 東京、14名参加)

(第4回 11月20日 東京、14名参加)

環境保全活動の活性化方策に関する意見交換会(10月5日 名古屋、約30名参加)

(11月1日 仙台、約30名参加)

(11月6日 福岡、約30名参加)

(11月7日 東京、約130名参加)

(11月19日 大阪、約110名参加)

(" 奈良、約40名参加)

総合政策部会でのヒアリング(10月24日 意見発表者7名出席)

中間答申(案)

平成14年11月

中間答申(案)パブリック・コメント(11月7日～11月27日)

・提出意見数 53通、253項目

中間答申

平成14年12月